

1人に1つ。マイナンバー始まります。 10月から通知スタート

マイナンバーとは 住民票を有する全ての人に割り当てられる12桁の個人番号のことです。

マイナンバー制度導入の効果


- ①公平・公正な社会の実現
 - ②国民の利便性の向上
 - ③行政の効率化
- の3つが主に期待されています。

マイナンバーの利用範囲 平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続きで、法律に定められた事務に限って利用されます。

なお、民間企業での従業員の健康保険、厚生年金などの加入、源泉徴収などの手続きにもマイナンバーが必要になります。


マイナンバーは、むやみに他人に提供できません。また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

平成27年10月から



市区町村から住民票の住所に通知カードが届きます

通知カードが届いたら



同封された申請書で個人番号カードの申請ができます

平成28年1月から



個人番号カードが受けとれます



通知カード
(切り離してください)

個人番号
カード
交付申請書

10月から、マイナンバーが記載された「通知カード」が、皆さんの住民票の住所に簡易書留で届きます。書留の中には通知カード（左図上部）、個人番号カード交付申請書（左図下部）、返信用封筒、説明書が入っています。

マイナンバーは、不正に利用される恐れがある場合以外には変更されませんので、通知カードは大切に保管してください。また、通知カードの再発行には手数料が掛かります。なくさないよう気をつけましょう。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

マイナンバーコールセンター ☎ 0570 (20) 0178
内閣官房 社会保障・税番号制度

通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ

総務省 マイナンバー制度と個人番号カード
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
個人番号カード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

問い合わせ 住民課 ☎ 0561 (38) 3111 (内線2153)